

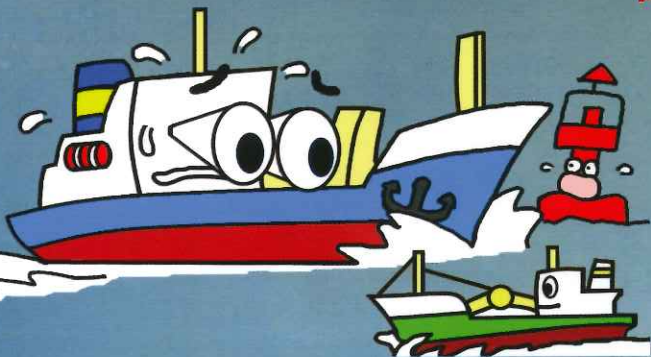
徳山湾を守るために

# 仙島水道航行ガイド

**狭い水域では、互譲精神が船の安全を守ります!**

- 大型船の運航経路
- 大型船の自主規制
- 大型船と他船との運航調整

このガイドにおける大型船とは、1万重量トン以上(全長が概ね120m以上)の船舶をいいます。  
操船性能が他船より劣る大型船の航行に協力しましょう。



周南地区海上安全対策協議会  
仙島水道航行安全対策委員会

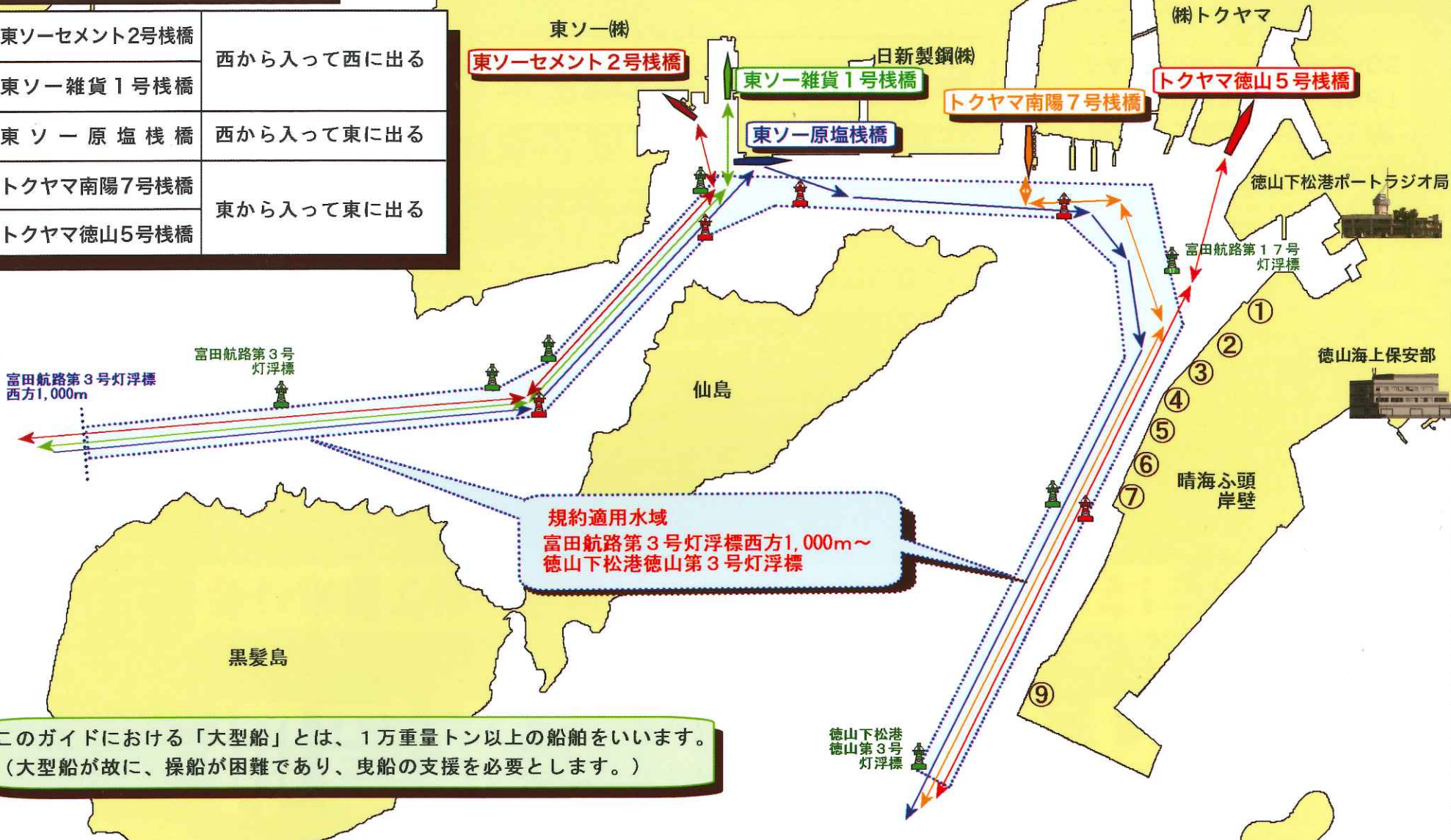
大型船運航等の問合せ先  
徳山下松港ポートラジオ局  
電話 0834-32-8667  
FAX 0834-32-8665

このガイドは、仙島水道航行安全対策委員会加入事業所が遵守すべきルールを記したものです。したがって、会員以外の船舶運航者にこれを課すものではありませんが、徳山湾内の事故防止のため、ご協力をお願いします。

# 【大型船の運航経路】

## 入出港方法（大原則）

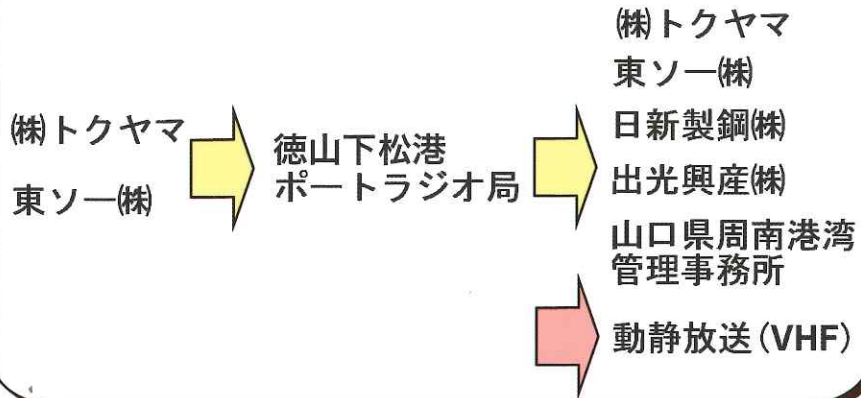
東ソー(株)	東ソーセメント2号栈橋	西から入って西に出る
	東ソー雑貨1号栈橋	
	東ソー原塩栈橋	西から入って東に出る
(株)トクヤマ	トクヤマ南陽7号栈橋	東から入って東に出る
	トクヤマ徳山5号栈橋	



このガイドにおける「大型船」とは、1万重量トン以上の船舶をいいます。  
(大型船が故に、操船が困難であり、曳船の支援を必要とします。)

# 【大型船入港時】

## 大型船の動静に関する連絡体制



**VHF 16 chの常時聴守**  
 徳山下松港ポートラジオ局では、大型船の入港情報  
 (原則として入港1時間前)を随時放送しています。

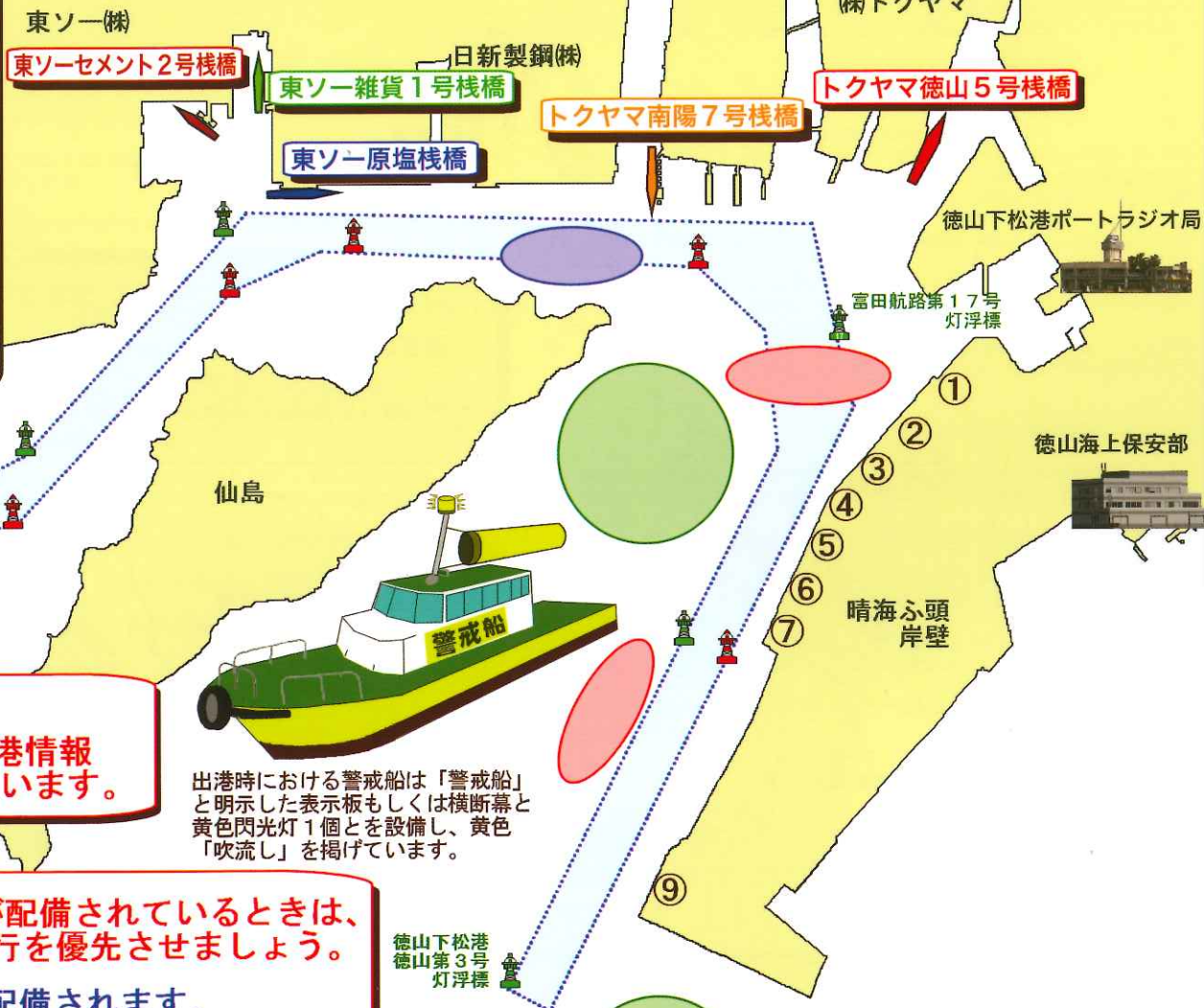
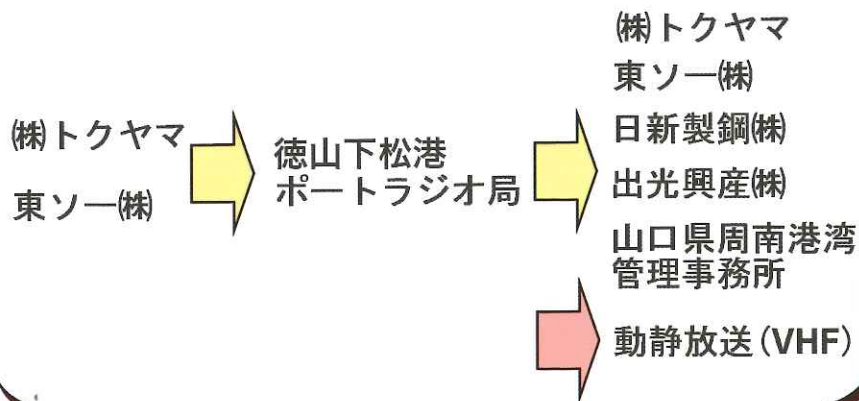
入港時における警戒船は「警戒船」と明示した表示板もしくは横断幕と黄色閃光灯1個とを設備し、緑色「吹流し」を掲げています。

100総トン以上の船舶は、警戒重点水域に警戒船が配備されているときは、適用水域外の待機水域で待機する等、大型船の航行を優先させましょう。  
 警戒船は大型船が航路に入る10分前から配備されます。

- 大型船が東方から入港する場合の警戒重点水域
- 大型船が西方から入港する場合の警戒重点水域
- 大型船航行優先のための待機水域

# 【大型船出港時】

## 大型船の動静に関する連絡体制



**VHF 16 chの常時聴守**  
 徳山下松港ポートラジオ局では、大型船の出港情報  
 (原則として出港1時間前)を随時放送しています。

出港時における警戒船は「警戒船」と明示した表示板もしくは横断幕と黄色閃光灯1個とを設備し、黄色「吹流し」を掲げています。

100総トン以上の船舶は、警戒重点水域に警戒船が配備されているときは、適用水域外の待機水域で待機する等、大型船の航行を優先させましょう。  
 警戒船は大型船が出港する10分前から配備されます。

- 大型船が東方に出港する場合の警戒重点水域
- 大型船が西方に出港する場合の警戒重点水域
- 大型船航行優先のための待機水域

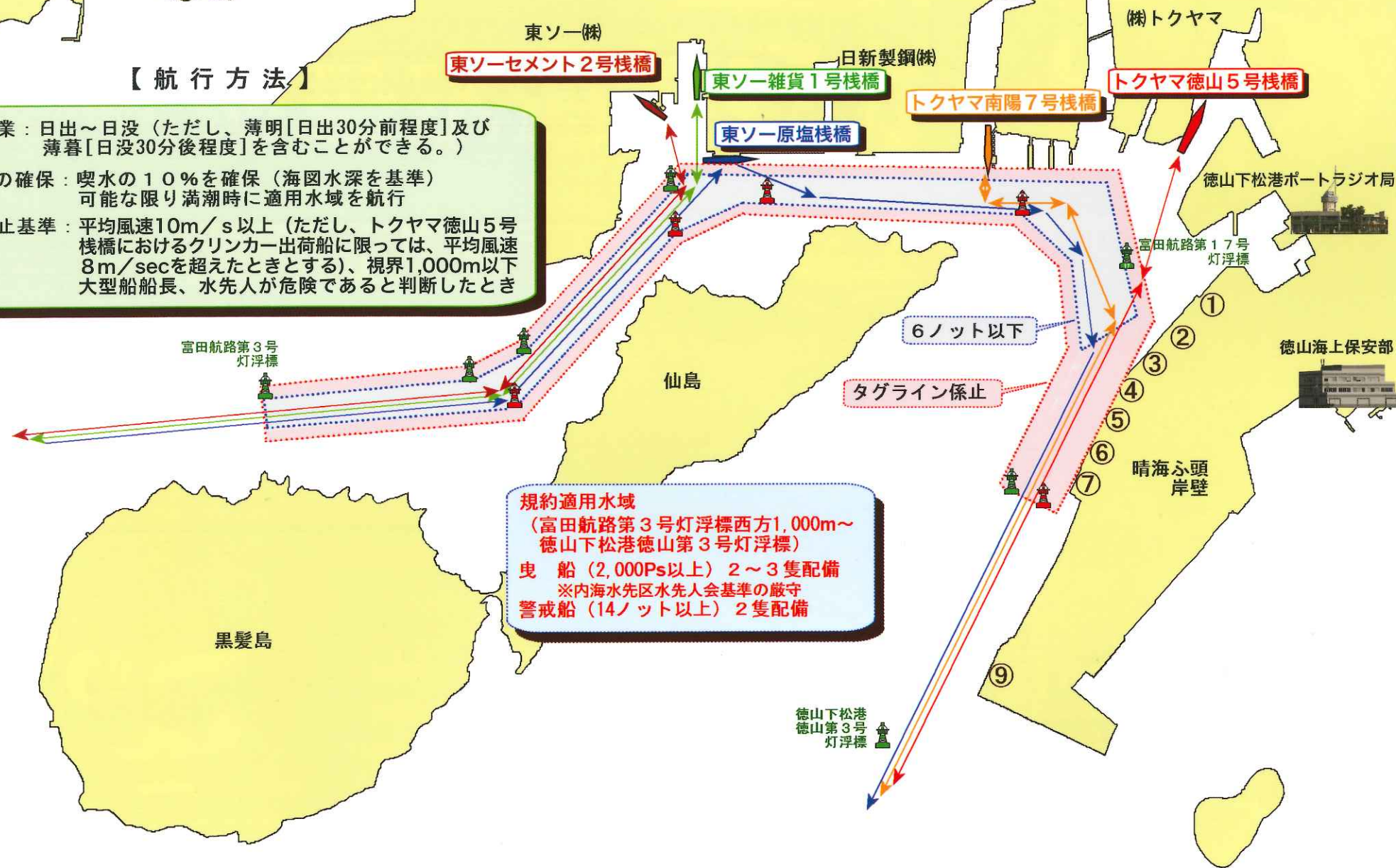
# 【大型船の自主規制】

## 【航行方法】

離着棧作業：日出～日没（ただし、薄明[日出30分前程度]及び薄暮[日没30分後程度]を含むことができる。）

余裕水深の確保：喫水の10%を確保（海図水深を基準）可能な限り満潮時に適用水域を航行

離着棧中止基準：平均風速10m/s以上（ただし、トクヤマ徳山5号棧橋におけるクリンカー出荷船に限っては、平均風速8m/secを超えたときとする）、視界1,000m以下大型船舶長、水先人が危険であると判断したとき



# 仙島水道航行安全規約

仙島水道航行安全対策委員会

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (目的)

本規約は、船舶の航行が過密となっている徳山下松港仙島水道及びこれに関連する海域においての船舶の航行及び大型船の離着棧操船に対する安全の確保、及び事故の防止を図ることを目的とする。

### 第 2 条 (定義)

- この規約において「大型船」とは、10,000 重量トン以上の船舶をいう。
- この規約において「徳山西航路」とは、徳山下松港徳山第 3 号灯浮標から富田航路第 17 号灯浮標までの灯浮標により示された水域をいう。
  - この規約において「富田航路」とは、富田航路第 3 号灯浮標から同第 17 号灯浮標までの灯浮標により示された水域をいう。
  - この規約において「委員会」とは、仙島水道及びこれに関連する海域における船舶交通の安全を図るため設置された仙島水道航行安全対策委員会をいう。

### 第 3 条 (適用水域)

本規約は、徳山西航路、富田航路並びに富田航路第 3 号灯浮標西方 1,000m までの同航路における船舶の出入経路に沿った水域について適用する。

### 第 4 条 (適用船舶)

本規約は、次条に掲げる棧橋に着棧、もしくは棧橋を離棧する大型船に対して適用する。ただし、本規約第 20 条の規定は、適用水域を航行する 100 総トン以上の船舶にも適用する。

## 第 2 章 大型船の自主規制

### 第 5 条 (着棧基準)

最大着棧船舶は次のとおりとする。

棧橋名	船型 (D/W)	全長 (LOA)	喫水
トクヤマ徳山 5 号棧橋	50,000トン	193m	11.00m
トクヤマ南陽 7 号棧橋	38,000トン	181m	10.00m
東ソー原塩棧橋	50,249トン	190m	10.50m
東ソー雑貨 1 号棧橋	31,700トン	169m	8.10m
東ソーセメント 2 号棧橋	21,800トン	164m	9.34m

### 第 6 条 (余裕水深 : bottom clearance)

大型船は、海図々載水深を基準とし、少なくとも喫水の 10% の余裕水深の確保を確認して通航しなければならない。また、可能な限り満潮時に適用水域を航行するよう努めるものとする。

### 第 7 条 (離着棧中止基準)

次の各号に掲げる要件に該当する場合は、原則として離着棧作業を行ってはならない。

- 平均風速 10m/sec 以上。  
ただし、トクヤマ徳山 5 号棧橋におけるクリンカー出荷船に限っては、平均風速 8 m/sec を超えたときとする。
- 視界 1,000m 以下。
- その他、大型船舶長または水先人が危険であると判断したとき。

### 第 8 条 (水先人)

大型船は、水先人のきょう導により運航しなければならない。

### 第 9 条 (離着棧の時間)

離着棧作業は、日出より日没の間に行うものとする。ただし、水先人の同意が得られた場合は、薄明・薄暮を利用して離着棧作業を行うことができる。

なお、本件の薄明・薄暮は日出・日没の約 30 分前後とする。

### 第 10 条 (入出港経路)

各棧橋の入出港経路は次のとおりとする。

棧橋名	入出港経路
トクヤマ徳山 5 号棧橋	徳山西航路を経て着棧し、荷役後、同航路を経て出港
トクヤマ南陽 7 号棧橋	徳山西航路を経て着棧し、荷役後、同航路を経て出港
東ソー原塩棧橋	富田航路を経て着棧し、荷役後、徳山西航路を経て出港
東ソー雑貨 1 号棧橋	富田航路を経て着棧し、荷役後、同航路を経て出港
東ソーセメント 2 号棧橋	富田航路を経て着棧し、荷役後、同航路を経て出港

### 第 11 条 (曳船)

離着棧に使用する曳船は 2,000PS 級以上とし、適用水域において 2 隻を配備しなければならない。ただし、船長又は水先人の状況判断に従い、要請があれば 3 隻を配備できるものとする。

なお、曳船の運用方法については次のとおりとする。

#### ① 曳船配備

富田航路第 3 号灯浮標から徳山下松港徳山第 5 号・6 号灯浮標間の適用水域においてはタグラインを係止したままで、常時曳船による操船支援が可能な状態とし、必要時直ちに対応できるよう曳船に詳細な指示を与えておかなければならない。

#### ② 曳船基準

規約による隻数・馬力を有する曳船数に加え、内海水先区水先人会基準に適合する基準を厳守するものとする。

### 第 12 条 (警戒船)

警戒船は、大型船が適用水域を航行する場合には、入出港時、各々 2 隻 (速力 14 ノット以上) を配備しなければならない。

なお、警戒船の運用方法については次のとおりとする。

- 『警戒船』と明示した表示板もしくは横断幕と黄色閃光灯 1 個とを設備し、緑色もしくは黄色『吹流し』を掲げ、その目的が大型船、曳船及び他船に認識できるようにする。
- 警戒船と大型船及び曳船との連絡は『パイロット・チャンネル』のトランシーバーを使用する。
- 警戒船は、大型船が離棧する 10 分前もしくは着棧のため適用水域に入域する 10 分前に、別図に示す標識を掲げたうえで、所定の場所に配備しておくものとする。この場合において、大型船舶長及び水先人にその旨を連絡するとともに周辺海域の状況を報告する。
- 警戒船は、船長又は水先人の指示を受けて前方・後方・側方の他船に対し、一時待機、針路変更、錨地移動の要請等を行うほか、周囲の状況、大型船の運航に関連する状況の変化等を逐次水先人に連絡してその指示に従う。
- 他船が警戒船の要請に応じず大型船の航行の安全に支障のある場合、警戒船は海上保安部に適切な措置を要請する。
- 警戒船と他船との連絡は、『ハンドマイク』又は『手旗』を用いて行う。

### 第 13 条 (緊急時・異常時の連絡)

大型船の緊急時・異常時の連絡は、徳山下松港ポートラジオ局等を利用して次のとおりとする。

徳山海上保安部  
大型船 ⇒ 徳山下松港ポートラジオ局 ⇒ 代理店 ⇒ 榑トクヤマ  
代理店 ⇒ 東ソー榑

### 第 14 条 (大型船への周知)

榑トクヤマ及び東ソー榑は、大型船を当該棧橋に着棧させる場合、事前に商社・船社等を通じ、大型船舶長に当該規約を周知しなければならない。また、水先人は乗船時 PILOT INFORMATION CARD を手交し、大型船舶長と操船等の意見交換をなし当該船の認識を深めるものとする。

さらに、出港時においては、別添のチェックシートを作成し、安全航行に資するものとする。

### 第 15 条 (個別に講ずるべき措置)

第 5 条に掲げる棧橋において個別に講ずるべき措置は、次のとおりとする。ただし、危険物積載船の離着棧については、別途徳山下松港長から承認を受けている安全対策に準拠する。

- トクヤマ徳山 5 号棧橋
  - 入港時の喫水は 11m 以下とすること。
  - 出港時の喫水は 8.5m 以下とすること。
- トクヤマ南陽 7 号棧橋
  - 出港時の喫水は 10.0m 以下とすること。
- 東ソー原塩棧橋
  - 入港時の喫水は 10.5m 以下とすること。
- 東ソー雑貨 1 号棧橋
  - 全長 130m 以上の大型船を離着棧させる場合、対岸の原石棧橋 (西) 及びセメント 1 号棧橋は着棧船のない状態にすること。

### 第 16 条 (港内における速力)

大型船舶長及び水先人は、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。ただし、富田航路における速力及び富田航路第 17 号灯浮標を航過し直進体勢となるまでの水域における速力は 6 ノット以下とする。

### 第 17 条 (操船要領)

出港時における操船要領は別図によるものとする。(別図参照)

### 第 18 条 (内航大型船に対する特例措置)

第 8 条、第 9 条、第 11 条及び第 12 条の規定は、委員会が内航大型船の航行において安全と認めた場合に限り、同大型船に対する適用を免除もしくは軽減することができる。

## 第 3 章 運航調整

### 第 19 条 (連絡体制)

大型船の動静に関する関係者間の連絡体系は次のとおりとする。

- 榑トクヤマ又は東ソー榑は、適用される大型船の入出港予定を徳山下松港ポートラジオ局に通知し、同局はこれを受けて榑トクヤマ、東ソー榑及び日新製鋼榑 3 社のうち、該当会社以外の 2 社並びに港湾管理者 (山口県周南港湾管理事務所) 及び出光興産榑に対し、それぞれ連絡をする。
- 上記の港湾管理者を除く 4 社は各々傘下の内航船社、船舶代理店に大型船離着棧予定を周知する。
- 内航船社及び船舶代理店は関連する 100 総トン以上の船舶にその旨通知する。
- 徳山下松港ポートラジオ局は、大型船動静をすべて掌握し、予定に変更があった場合は、逐次上記の関係者に通知することとする。
- 徳山下松港ポートラジオ局は、大型船が第 5 条に掲げる棧橋に着棧もしくは棧橋を離棧する各々 1 時間前に、動静放送を実施するものとする。また、その後変更があった場合も同様とする。

### 第 20 条 (大型船と付近通航船舶との関係)

大型船が適用水域を航行する場合において、前条に掲げる企業の傘下船舶は、次のとおり大型船の航行に協力するものとする。

- 適用水域外で待機し、もしくは適用水域外に出て大型船の航行を優先する。
  - 警戒船が第 12 条第 3 号に定めるとおり配備されている場合は、適用水域への入域を避ける。
- 2 榑トクヤマ及び東ソー榑入出港船舶は、前項に定めるほか、次のとおり航行するものとする。

- 榑トクヤマへの入出港船舶は、できる限り晴海埠頭方面を航行する。
- 東ソー榑への入出港船舶は、できる限り仙島水道西方面を航行する。

### 第 21 条 (旅客船との調整)

周防灘フェリー榑は、あらかじめ委員会に運航スケジュールを提示し、委員会は徳山西航路を航行する大型船が、旅客船の入出港時間と競合しないように運航調整を図らなければならない。

なお、同社は運航スケジュールの改定があった場合は、速やかに改定時間表を委員会に提出するものとする。

## 第 4 章 雑則

### 第 22 条 (問題発生時等の措置)

本規約の運用について問題が発生した場合又は本規約を改正する場合等においては、委員長は、委員会により協議のうえ、海上保安部長の意見に基づき決定することとする。また、必要により学識経験者の意見を求めることができる。

平成 5 年 11 月 25 日制定  
平成 12 年 11 月 21 日改正  
平成 15 年 4 月 3 日改正  
平成 16 年 2 月 25 日改正  
平成 16 年 7 月 9 日改正  
平成 19 年 12 月 12 日改正  
平成 26 年 7 月 9 日改正

附則 この規約は、平成 26 年 10 月 15 日から施行する。